

URA スキル認定制度  
認定 URA 更新審査実施要項

2026 年度（後期）

対象：2021 年度後期認定の認定 URA（認定期間：2022 年度前期～2026 年度後期）

認定 URA の更新審査に関する重要事項が記載されています。

お申し込みの前に必ずお読みください。

| 更新する<br>認定レベル | 更新申請期間<br>(申込期間)          | 更新審査料<br>支払期限 | 書類提出期間                     |
|---------------|---------------------------|---------------|----------------------------|
| 認定 URA        | (仮)2027/1/5～<br>2027/1/15 | (仮)2027/1/15  | (仮)2027/1/13～<br>2027/1/20 |

2025 年 7 月 11 日版

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構



一般社団法人

**リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構**

Japan Certification Board for Research Administration and Management Skills

## 更新審査の位置付け

本更新審査は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下、「URA スキル認定機構」という。）が行っているリサーチ・アドミニストレーター（URA）の質保証をするための認定制度（以下「URA スキル認定制度」という。）の枠組みの中に位置づけられるものです。

URA スキル認定制度における認定レベルは認定 URA と認定専門 URA ですが、本実施要項で対象とするのは認定 URA です。

認定 URA の認定期間は 5 年となっており、その期間を更新するためには、認定期間が終了する前に更新審査を受けなければなりません。更新審査は、認定 URA として求められるスキルのレベルが、認定後も維持されていることを確認するものです。

なお、この実施要項で使用する用語の説明は次のとおりです。

・研修・審査ポータル：審査料支払いを含む審査の申込みや審査履歴の確認ができます。

（関連サイト）

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構

URL: <https://www.crams.or.jp/>

URA スキル認定制度 研修・審査ポータル

URL: <https://www.crams.or.jp/system/>

## 認定 URA の更新審査について

認定 URA は、「URA として関わる業務全般の知識を一定レベル以上備え、かつ大学等、我が国の研究組織での一つ以上の中核的業務（当該 URA が主として従事している業務）の経験を有し、研究者、研究グループの研究活動の活性化に主体的に関わる能力を備えた人材」であることを審査によって認められた人達です。

認定 URA の更新審査は、認定 URA としてのスキルのレベルが維持されているかを審査するものです。URA 業務に就いていないと更新されないというのではなく、また URA 業務に就いていれば必ず更新されるというものでもありません。

### (1) スケジュール

認定 URA の認定審査は、各年度を下記の前期と後期に分け、2021 年度は後期に、2022 年度と 2023 年度は前期と後期に、2024 年度からは後期に実施しています。そして、認定の期間は、審査を受けた期の次の期から 5 年間になっています。

前期：4 月 1 日～9 月 30 日

後期：10 月 1 日～翌年 3 月 31 日

更新審査は、認定期間が終了する期に実施します。2026 年度後期は 2021 年度後期の認定者を対象に、次のスケジュールで実施します。

| 実施時期 | 更新する<br>認定レベル | 更新申請期間<br>(申込期間)          | 更新審査料<br>支払期限 | 書類提出期間                     |
|------|---------------|---------------------------|---------------|----------------------------|
| 後期   | 認定 URA        | (仮)2027/1/5～<br>2027/1/15 | (仮)2027/1/15  | (仮)2027/1/13～<br>2027/1/20 |

### (2) 申請者が満たすべき条件（申請条件）

2021 年度後期に認定 URA に認定され、認定期間が 2022 年度前期～2026 年度後期であること。

### (3) 審査の方法と判定項目

更新審査は、3 名の審査員で構成される更新審査委員会によって、書面審査でなされます。そこでは、次の項目の合否が判定されます。

| 判定項目           | 判定の観点                                                     |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 問題解決能力の<br>自立性 | 研究者、研究グループの研究活動の活性化のために、自立的に問題を解決する能力のレベルが維持されていると認められるか。 |

|    |       |        |
|----|-------|--------|
| 判定 | 合     | 否      |
| 内容 | 認められる | 認められない |

この判定項目は、認定 URA の最初の認定審査における評価項目の一つです。また、判定の観点も、最初の認定審査の評価の観点と実質的に同じです。最初の認定審査では、その項目は文部科学省「リサーチ・アドミニストレーター（URA）を育成・確保するシステムの整備」事業で作成されたスキル標準のスキルカード（中級）に例示されているレベルを基準のレベルとして評価されました。更新審査では、申請者がそのレベルを維持していると認められるかを判定します。

最初の認定審査では、評価項目として問題解決能力の自立性以外に、URA 業務の内容及量がありました。つまり、URA 業務経験が必要とされていました。一方、更新審査では、認定 URA に認定後、URA 業務に就いていたことを求めています。言い換えれば、認定 URA に認定後、URA 業務に就いていなくても、URA 業務に復帰すれば、認定 URA としてのレベル（あるいはそれ以上のレベル）の能力を発揮できると認められるか、という観点になっています。したがって、以下のような業務経験の場合が該当する可能性があると考えられます。

- ① 我が国の大学等（大学共同利用機関、高等専門学校、国・自治体の研究機関を含む）において URA 業務に従事した。
- ② 我が国の大学等において、直接には URA 業務に従事しなかったが、URA 組織を管轄あるいはマネジメントする立場にあった。
- ③ 我が国の大学等において、直接には URA 業務に従事しなかったが、URA 業務に関係があると考えられる、機関全体あるいは機関内組織の経営あるいは運営、企画、財務、研究推進、産学連携、国際連携、広報、人材育成等の業務（これらの事務業務を含む）に携わった。
- ④ 我が国の大学等以外（企業等）において、我が国の大学等に関わる業務（URA 業務の支援、産学連携、国際連携、広報等）に従事した。
- ⑤ 外国の大学等において、URA 業務に従事した。
- ⑥ URA 業務に関連する団体の事業運営に参画した。
- ⑦ その他、認定 URA としての問題解決能力が維持されていると判断できる業務に携わった。

ただし、これらの業務に従事していたという事実だけでは、「合」判定にはならず、それらの業務経験を基に、申請者が後に述べる業務経験説明書（更新用）において、『認定 URA としての問題解決能力が維持されている（URA 業務に従事すれば、認定 URA としてのレベル（あるいはそれ以上のレベル）の能力を発揮できる）』ことを示す必要があります。その業務経験については、認定 URA に認定後の約 5 年間の内、どの程度の期間であったかは評価の対象にはなりません。

#### (4) 審査の可否と更新の可否

審査員の過半数が「合」判定とした場合、更新審査委員会は「合格」と判定します。「合」

判定が過半数に満たない場合は、「不合格」の判定になります。

この可否判定に基づき、認定委員会を経て URA スキル認定機構の事業運営会議が更新の可否の決定をします。

#### **(5) 申請書類：業務経験説明書（更新用）**

認定 URA の更新申請には、業務経験説明書（更新用）を用いてください。その様式と書き方については、URA スキル認定機構の web サイトから当期のものをダウンロードしてください。

審査の目的が『認定 URA のスキルが維持されていると認められるか』の判定ですから、上の(3)で述べた判定の観点の説明を参考にして、それが審査員に理解してもらえるように、記述して下さい。

#### **(6) 更新審査申込方法**

研修・審査ポータルへログインし、申し込みをしてください。

#### **【注意事項】**

「@crams.or.jp」のドメインからのメール受信ができるようにしてください。

#### **(7) 更新審査料と支払い方法**

認定 URA：20,000 円～30,000 円(税込)（仮）

<支払期限>

2026 年度後期：（仮）2027/1/15

<支払い方法>

- クレジットカード決済
- 銀行振込（Pay-easy）
- コンビニ決済

※支払いにかかる手数料は申込者の負担となります。

領収証：入金確認後、研修・審査ポータルからダウンロードできるようになります。

#### **【注意事項】**

- 更新審査の申込完了は、更新審査料の支払い手続きが終了した時点です。
- 支払い期限を過ぎた場合は、その時点で申し込みはキャンセル扱いとなります。
- 支払い期限後に入金された場合は、返金しません。
- 更新審査申込完了後は、いかなる理由でも更新審査料の返金はできません。また、下記(14)の場合を除き、更新審査料の返金はできません。

- 更新審査の方法，判定の観点，申請書類の様式，更新申請期間（申込期間）・更新審査料及び支払期限・書類提出期間をよく確認した上でお申し込みください。
- 支払い方法については変更する場合があります。

#### **(8) 申請書類の提出等**

申請に用いる書類は，研修・審査ポータルへログインしてアップロードしてください。制度概要，書類の作成方法をよく読み，書類提出期間内に必ず提出してください。書類提出期間を過ぎた場合は，書類は受け付けず，審査には付されません。更新審査料も返金いたしません。

#### **(9) 審査結果と認定証発行（変更になる場合があります）**

- 更新審査結果は研修・審査ポータルで確認できます。
- 更新審査結果の申請者宛通知は，研修・審査ポータルに登録されたメールアドレス宛に連絡します。なお，更新審査結果の通知は，申請した期を越す場合があります。
- 認定証の発行は，更新審査結果の通知後，研修・審査ポータルから行うことができます。

#### **(10) 認定証の有効期間**

認定 URA の認定証の有効期間は，更新審査を申請した期の翌期から 10 期（5 年）です。5 年ごとに更新を繰り返すことによって，認定 URA であり続けることができます。

なお，審査結果の通知が申請した期を越した場合についても，認定証の有効期間の開始は，審査を申請した期の翌期からです。

#### **(11) 認定された者の氏名の公表**

認定が更新された者については，氏名，更新認定日及び認定期間を URA スキル認定機構の web サイト上で公表します。更新審査の申請をされた段階で，申請者がこの公表について承知されているものと判断します。

#### **(12) 不服申立てについて**

更新審査結果について，不服申立てをすることができます。不服申立ての方法については，URA スキル認定機構の web サイトで公開しています。

#### **(13) 個人情報の取扱いについて**

URA スキル認定制度に係る個人情報の取扱いについては，URA スキル認定機構における個人情報保護規程，文書保存規程及び研修・審査ポータルの利用規約に則ります。

#### (14) 非常時における更新審査料の取り扱い

既納の更新審査料は、返金しません。ただし、次のいずれかに該当する事態が生じた場合には、機構は更新審査料を返金します。

- 1) 災害その他やむを得ない事由により、機構が更新審査を中止した場合
- 2) 機構に起因する事由により、機構が更新審査を中止した場合
- 3) その他 1)又は 2)に類似する事象があったと機構が認めた場合

なお、返金手数料の負担は、次のとおりとします。

- 1)の場合は、申請者が返金手数料を負担
- 2)の場合は、機構が返金手数料を負担
- 3)の場合には、機構が申請者又は機構のどちらが返金手数料を負担するのかを判断

#### (15) 不正行為に対する措置

機構は、不正行為には、以下の通り厳しい態度で臨みます。

1. 機構は、次の 1)から 3)に定める不正行為を行った者に対し、2 から 4 に定める措置を取ります。
  - 1) 申請者が、意図的に事実と反する内容を含む申請書類を作成し、提出した場合
  - 2) 申請者が本人以外の者に作成させた申請書類が提出された場合
  - 3) 申請者が、研修・審査ポータル掲載の利用規約に定める禁止事項に違反した場合
2. 機構は、1)から 3)に定める行為を行った者及び当該行為に関わった者であって、認定あるいは更新認定した者について、当該認定を取り消します。
3. 機構は、1)から 3)に定める行為を行った者及び当該行為に関わった者であって、更新審査を実施中の者については直ちに審査を打ち切り、申請を却下します。
4. 機構は、1)から 3)に定める行為を行った者及び当該行為に関わった者に対して、当該行為が明らかになった期の次の期から 6 期（3 年）の間、新たな審査の申請を受け付けないこととします。
5. 機構は、2 から 4 に定める事態が生じた旨を公表します。

#### (16) 更新審査に関する情報等の掲載場所

本更新審査の実施に関わる情報等については URA スキル認定機構の web サイトもしくは研修・審査ポータルで随時公開します。更新申請を検討されている方は、情報が更新されている場合がありますから、URA スキル認定機構の web サイトをこまめに確認するようにしてください。

(以下、空白)